

帯広市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第 22 号

帯広市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

帯広市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9,100 円」を「9,700 円」に改め、同号ただし書中「14,200 円」を「14,500 円」に改め、同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「217 円」を「100 円」に、「333 円」を「383 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500」を「12,900」に、「13,350」を「13,700」に、「14,200」を「14,500」に、「10,800」を「11,300」に、「11,650」を「12,100」に、「9,100」を「9,700」に、「9,950」を「10,500」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の帯広市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた帯広市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号イに規定する障害補償年金及び同条第 6 号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。